

## 都道府県知事への変更等届出

処遇改善加算等を取得する際に提出した計画書に変更（次の①から⑥までのいずれかに該当する場合に限る。）があった場合には、次の①から⑥までに定める事項を記載した別紙様式4の変更に係る届出書（以下「変更届出書」という。）を届け出る必要がある。ただし、⑤及び⑥に係る変更のみである場合には、実績報告書を提出する際に、⑤及び⑥に定める事項を記載した変更届出書をあわせて届け出ること。

① 会社法による吸収合併、新設合併等による計画書の作成単位が変更となる場合

提出書類：変更届出書及び別紙様式2-1

② 複数の障害福祉サービス事業所等について一括して申請を行う事業者において、当該申請に係る障害福祉サービス事業所等に増減（新規指定、廃止等の事由による）があった場合

提出書類：変更届出書及び以下のとおり加算によって必要な書類

- ・ 処遇改善加算については、別紙様式2-1の2（1）及び（2）並びに別紙様式2-2
- ・ 特定加算については、別紙様式2-1の2（1）及び（3）並びに別紙様式2-3
- ・ ベースアップ等加算については、別紙様式2-1の2（1）及び（4）並びに別紙様式2-4

③ キャリアパス要件に関する適合状況に変更（該当する処遇改善加算の区分に変更が生じる場合に限る。）があった場合

提出書類：変更届出書（キャリアパス要件の変更に係る部分の内容を記載）

別紙様式2-1の2（1）及び（2）並びに3及び別紙様式2-2

④ 特定加算に係る配置等要件に関する適合状況に変更あり、該当する特定加算の区分に変更が生じる場合

提出書類：変更届出書（配置等要件の変更に係る部分の内容を記載し）、

別紙様式2-1の2（1）及び（3）並びに別紙様式2-3

⑤ 就業規則を改正（職員の処遇に関する内容に限る。）した場合

提出書類：変更届出書（当該改正の概要を記載）

⑥ キャリアパス要件等に関する適合状況に変更（処遇改善加算（Ⅲ）を算定している場合におけるキャリアパス要件Ⅰ、キャリアパス要件Ⅱ及び職場環境等要件の要件間の変更が生じる場合に限る。）があった場合

提出書類：変更届出書（キャリアパス要件等の変更に係る部分の内容を記載）